

令和5年横瀬町農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月24日（金）午前10時から10時53分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（13人）

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	1番	武藤量司
	3番	八木原智宏
	4番	若林想一郎
	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	8番	村越聡
	9番	平沼邦夫
	10番	千島孝夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
	第2	関口孝夫
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員（なし）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	小俣敏孝
	渡部希生

7. 会議の概要

議 長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。

本日は、全員の方に出席をしていただいております。

会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第10回の農業委員会を開会いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして、議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。よって、議長よりご指名を申し上げます。

4番、若林想一郎委員、6番、小泉茂樹委員のご両名にお願い申し上げます。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、そして議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第18号につきまして、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第18号について説明いたします。

議案第18号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、台帳面積は480平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は、所有権の移転となっております。

3 ページ目を御覧ください。案内図 1 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、平沼建設の北東およそ150メートルのところが申請地になります。

申請地は、以前から譲受人が耕作していたとのことですが、譲渡人が今後管理する見込みもなく、これからも農地として管理するため、協議の結果、今回の申請に至ったとのことでもあります。

農地法第3条の規定による許可申請に関する審議内容の要点につきましては、委員の皆様もご承知のとおり、農地法の改正に伴い、今年の4月の審議以降、下限面積要件については撤廃となっております。そのほかの要点については、今までと変わりはありません。

具体的には、農地法第3条第2項第1号に規定する、全部効率的利用要件として、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得した後、違反転用などの行為がないか、農業従事者や農機具の所有状況はどうか、これまでの営農実績などから、全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号に規定する、常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上であるかどうかを判断していただきます。

最後に、農地法第3条第2項第6号に規定する、地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかを判断していただきます。

事務局といたしましては、許可基準の全てを満たしているものと考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書類並びに添付書類を精査し、11月15日午後1時頃、補助委員の千島農業委員と現地確認を行いました。場所は、平沼建設の北東約150メートルのところにある農地です。

事務局の説明にもありましたが、今後も農地として管理するため、譲受

人と譲渡人で所有権の移転をするということでもあります。3条申請の許可基準については満たしていると思われまますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員10番、千島委員、申し上げます。

千島委員 補助委員の千島です。上程されました議案第18号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月15日午後1時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。今回の申請農地は、譲受人の住宅敷地と畑に一部接していますので、今後、農地として管理していただけるのであれば、許可相当としてよいと思われまます。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

若林委員。

若林委員 この農転に対しての質疑ではないのですが、事務局にお願いをしたいと思ひます。

こういう形で差し替えがあったということですが、これを差し替えるのだったら、職印が押してありませんし、皆さんが来る前に用意して、資料を預かって、そこで訂正するぐらいの余裕を持っていただきたい、こう思ひます。やはりほかの課はみんなそういうことをやっていると思ひますので、農業委員会も、渡部さんも初めてかもしれませんが、資料を用意するいじょう、はっきり分かった時点でそういうことはやってもらったほうがいいと。これから長い役の中でやっていくには、職印は押してないし、分かった時点で差し替えをする。皆さんが来る前に資料を預かって、そこで訂正してもらおうほうがいいのではないかと思ひます。時間がないわけではないので、皆さんに手伝ってもらえればできることですから、そのほうが後に残らないと思ひますが。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」〕

議長 お諮りいたします。

上程中の議案第18号につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定をいたしました。

続きまして、日程第4、議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まず、議案第19号につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第19号について説明いたします。

議案第19号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は103平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり町内在住の方です。

申請理由は、自己用住宅及び進入路であります。

5ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、八木原建設の南東、およそ40メートルのところ申請地になります。

今申請は、申請人が隣接する土地を資材置場として売却するに当たり、土地の状況を調査したところ、自己用住宅及び進入路として使用してきた当該地が農地であると判明したために、提出されたものであります。申請人が知る限り、明治初期頃から自己用住宅及び進入路として利用していたとのことですが、地目は畑であり、転用の記録も確認できませんでした。そこで、引き続き自己用住宅及び進入路として利用するために、接道等を考えた形で分筆を行い、自己用住宅及び進入路として転用したいとの申請になります。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、この農地は、令和5年4月の農政総合推進協議会において審議され、令和5年8月に農用地区域から除外されております。

事務局の説明は以上となります。

議長 事務局の説明を終了します。
続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月20日午後2時から、ほかの案件も含めて、今回全部で6件ですか、6案件ありますので、補助委員の八木原委員と現地確認を行いました。場所は、先ほど事務局から説明があったとおり、八木原建設の南東約40メートルのところになります。

自己用住宅及び進入路としてきた当該地が、調査したところ農地であると判明し、今回転用申請しようとするものであります。

経過報告にも詳細な記載がありますが、農地法施行前から、既に現状のように使用しており、引き続き生活のために自己用住宅及び進入路として利用するということであれば、転用もやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員、3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第19号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月20日午後2時頃から、関口推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明にもあったとおり、自己用住宅並びに進入路として引き続き利用したいということで転用申請するものであります。周囲にも農地もありますが、申請者の所有農地でありますので、特に問題ないと思われまます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。
以上で担当委員の所見を終了します。
続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。
お諮りをいたします。上程中の議案第19号につきましては、許可相当と

することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、日程第5、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第20号番号1につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第20号番号1について説明いたします。

議案第20号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は1,206平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市内の法人であります。譲渡人は、議案書にございますとおり町内在住の方であります。

申請理由は資機材置場及び駐車場で、権利の種類は所有権の移転となっております。

8ページ目を御覧ください。案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、議案第19号で申請された農地の南側に隣接する農地、八木原建設の南東約40メートルのところ申請地になります。

今申請は、事業計画書にも記載されているとおり、譲受人である法人が、横瀬町において業務の受注が増え、今後さらに受注が見込まれていることから、当該農地を資機材置場及び駐車場として利用し、効率的に業務を行う目的で提出されたものです。

農地の区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、この農地につきましても、令和5年4月の農政総合推進協議会において審議をされ、令和5年8月に農用地区域から除外されております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第20号番号1

農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月20日午後2時頃から、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は、議案第19号で申請されました農地の南側に隣接する農地、八木原建設の南約40メートルのところにあります。

先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人である法人が町内での業務が増え、今後もさらに受注が見込まれていることから、資材置場及び駐車場として利用するための転用申請であります。

事業計画書等に記載されているように、今後の業務の効率化を図るためであれば、転用はやむを得ないものと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員、3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第20号番号1について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月20日午後2時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地につきましては、周囲にも農地がありますが、事業計画書等に記載されているように利用されるのであれば、周辺農地に与える影響は少ないと判断されるため、特に問題ないと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

質疑に移ります。

〔なし〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第20号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第20号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきまして、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、議案第20号番号2につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第20号番号2について説明いたします。

議案第20号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は337平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり所沢市在住の方であります。譲渡人は、議案書にございますとおり秩父市在住のお二方であり、譲受人の姉でございます。

申請理由は自己用住宅で、権利の種類は使用貸借・30年間となっております。

9ページ目を御覧ください。案内図4で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬町総合福祉センターの南東、およそ150メートルのところが申請地になります。

今申請は、譲受人がアパートから当該地の住居への転居を希望しており、譲渡人が当住宅を譲受人に贈与しようとした際に、申請地上に存在する建物が誤った土地にあるものとして登記をされ、さらに当該地が農地であると判明したために、提出されたものであります。

経緯説明書にあるように、隣接している土地については、転用の記録が確認できたものの、申請の地目は畑で、転用の記録も確認できませんでした。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第20号番号2農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月19日午後1時頃、補助委員の千島農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬町総合福祉センターの南東約150メートルのところが申請地となります。

建物の贈与に伴い、実際に建物が建つ申請地は、農地転用されていないと判明したということでもあります。

経緯説明書にありますように、昭和51年に隣接する農地の農地転用を行い、今回の住宅が登記されていることを是正するためにも、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の10番、千島委員、お願いします。

千島委員 補助委員の千島です。上程されました議案第20号番号2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月19日午後2時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。今回の申請は、既存の住宅が、誤って申請地の隣接する土地の建物として登記されているものを是正するためであり、周辺の農地に及ぼす影響は少ないと判断されるため、特に問題ないと思われま

す。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時31分

議 長 それでは、会議を戻します。

質疑に移ります。

質疑のございます方は手を挙げてお願いします。

〔なし〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第20号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第20号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、議案第20号番号3につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第20号番号3について説明いたします。

議案第20号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は498平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市内の法人であります。譲渡人は、議案書にございますとおり町内在住の方であります。

申請理由は建売住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

10ページ目を御覧ください。案内図5で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほど下部にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、宇根八坂神社の北、およそ75メートルのところが申請地になります。

この農地について所有権の移転を行い、建売住宅として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、この農地は、令和5年4月の農政総合推進協議会において審議され、令和5年8月に農用地区域から除外されております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第20号番号3農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月20日午後2時頃から、ほかの案件も含めて、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は、宇根八坂神社から約75メートル北側にある農地になります。

申請地は町道3430号線に隣接する農地で、建売住宅を建築したいとのこととあります。周辺に農地も存在しておりますが、駅から近場で交通の便もよく、周囲は既に住宅建設が進んでいることとありますので、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第20号番号3について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月20日午後2時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地につきましては、西側にも農地もありますが、建売住宅であれば周辺農地に与える影響は少ないと判断されるため、特に問題ないと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

武藤委員。

武藤委員 今、事務局からの説明の中で、公共投資されていない生産性の低い第2種農地という話を説明したのですけれども、ここは基盤整備をやっているところで、除外はされているかもしれないけれども、生産性の低い基盤、町が要するに投資をしていない地域ではないかと思うのですけれども、その点確認をお願いします。

議長 お願いします。

事務局 ただいまのご質疑でございますけれども、前は集団性の低い農地というのは、一般的に圃場整備とか排水路整備とか、そういう整備をしていないところを指しておりましたけれども、数年前に県のほうに確認をしたところ、秩父は全部生産性の低い農地ということで、第2種農地ということで判断をしてもらいたいということで、それ以降、生産性の低い農地ということに全部しているところでございます。

以上でございます。

武藤委員 では、基盤整備しても何しても、それが30年以上たっていれば、もう2種農地というふうに判断するということ。

事務局 そうです。一応基盤整備のほうは、8年は転用ができないという特性が認知されていますけれども、秩父というと、前は違う要件を使ったのです

けれども、本当に……

武藤委員 では、横瀬も逆に言うと、生産性の高い地域というのがある。

事務局 本当言うと、今現在はないと。

武藤委員 では、横瀬には1種農地はないということ。

事務局 1種はもともとなくて、2種農地ということでカウントを全部しておりますので、横瀬町が2種と3種、それ以外の農地はないと。

武藤委員 分かりました。

議長 ほかにごありませんでしょうか。

〔「なし」〕

議長 お諮りいたします。上程中の議案第20号番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第20号番号3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、議案第20号番号4につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第20号番号4について説明いたします。

議案第20号番号4の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は498平方メートルです。譲受人は、議案書にごございますとおり町内の法人であります。譲渡人は、議案書にごございますとおり町内在住の方であります。

申請理由は建売住宅用地で、権利の種類は所有権移転となっております。

11ページ目を御覧ください。案内図6で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほど下部にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、議案第20号番号3で申請された農地に隣接している農地、宇根八坂神社の北、およそ75メートルのところ申請地になります。この農地についても所有権の移転を行い、建売住宅として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、こちらの農地につきましても、令和5年4月の農政総合推進協議会において審議され、令和5年8月に農用地区域から除外されております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第20号番号4農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月20日午後2時頃から、他の件も含めて、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。申請地は、事務局からの説明にもありましたが、議案第20号番号3の申請地に隣接する農地となります。

議案第20号番号3と同様に、転用については、駅からの近場で交通の便もよく、周囲に住宅地があることから、やむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員、3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第20号番号4について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月20日午後2時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地につきましては、議案第20号番号3と同様で、建売住宅であれば周辺農地に与える影響は少ないと判断されるため、特に問題ないと思われれます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

武藤委員 3番と4番が一体化しているということは、要するに開発を避けるために2業者に分けたということなのですかね。

事務局 3号、4号につきましては、合計面積で498平米、3と4で996平米ということで、1,000平米以下になっておりますので、いずれにしても開発指導要綱1,000平米以上に該当はしないということで、何で事業計画者が分けたのかは不明でございます。

議長 ほかには質疑はございませんでしょうか。
〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第20号番号4につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第20号番号4 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、議案第20号番号5につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第20号番号5について説明いたします。

議案第20号番号5の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は307平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに、議案書にございますとおり横瀬町在住の方であります。

申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

12ページ目を御覧ください。案内図7で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬駅の南西、およそ230メートルのところ申請地になります。

この農地について所有権の移転を行い、自己用住宅として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が駅から300メートル以内の農地であることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第20号番号5 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月20日午後2時頃、他の案件も含め

て、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬駅の南西約230メートルのところになります。

譲受人が賃貸での生活が手狭になったため、自己用住宅の建築をしたいということで転用申請するものであります。

周りには既に住宅地が多く、駅からも近場である状況から見ても、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第20号番号5について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月20日午後2時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地につきましては、自己用住宅の建設に伴う転用申請ではありますが、周囲の状況から見ましても、一般の住宅であれば、特段問題はないと思われまます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第20号番号5につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第20号番号5 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、議案第20号番号6につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第20号番号6について説明いたします。

議案第20号番号6の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります5筆です。全ての台帳地目は田、現況地目は山林となっており、計画面積は84.87平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに、議案書にございますとおり横瀬町在住の方であります。

申請理由は進入路で、権利の種類は所有権の移転となっております。

13ページ目を御覧ください。案内図8で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央下部にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、西武鉄道総合詰所向かいのところが申請地になります。

この農地について所有権の移転を行い、横瀬町が実施する町道3175線の工事に伴い、使用できなくなる譲受人の進入路の代替地として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が駅から300メートル以内にある農地であることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 以上で事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第20号番号6農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月20日、ほかの案件も含めて、午後2時頃から、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は西武鉄道総合詰所向かいとなります。

町で実施する町道3175線の改良工事に伴い、既存の進入路が急勾配となり利用ができなくなるため、申請地を新たに進入路としたいとのことでもあります。

新たな進入路は、既存の進入路の代替地として譲受人にとって必要不可欠なものでありますので、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第20号番号6について所見

を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、11月20日午後2時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地につきましては、進入路であれば、周辺農地に与える影響は少ないと判断されるために、特に問題はないものと思われれます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第20号番号6につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第20号番号6 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、議事録での字句の整理につきましてお諮りをいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時53分)